

※申込みは原則1日から受付開始
 ※特に記載のない場合、対象は市内
 在住・在勤・在学者、申込み不要

摂津市役所
 ☎06 (6383) 1111 (大代表)
 ☎072 (638) 0007 (代表)

●お知らせ

01200(506309)にご連絡ください。
 問合せ 防災管財課へ

防災タウンページの配布

避難所や新しいハザードマップを掲載した「防災タウンページ」が3月中旬に市内各戸、各事業所に配布されます。届かない場合は、タウンページセンターへ

防災行政無線試験放送

現在工事中のデジタル防災行政無線の試験放送を3月5日～9日に実施します。詳細は市ホームページに掲載します。
 問合せ 防災管財課へ

全国一斉Jアラート訓練 3月14日に試験放送

Jアラート(全国瞬時警報システム)の訓練を3月14日午前11時に行います。市内設置の防災用屋外スピーカー(一部の施設を除く)から試験放送を実施します。
 問合せ 防災管財課へ

特別弔慰金の請求は 4月2日まで

戦没者の遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けています。戦没者の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に支給されます(要件あり)。
 問合せ 保健福祉課へ

国民健康保険制度が 4月から変わります

国民健康保険制度が4月から変わり、府と市町村が共同で運営します。制度改正に伴う手続きはなく、加入・脱退・療養費申請など窓口の手続きは、引き続き市で行います。保険証は、11月の一斉更新から新しい様式となります。今お持ちの保険証は有効期限まで使用できます。
 問合せ 国保年金課へ

詐欺にご注意を

不審な電話や、電話でお金の話があった時は、一人で悩まず、家族や警察に相談するようにしましょう。詐欺被害の入口は、多くが家の電話です。電話番号の変更や防犯機能付電話機に変更する対策が効果的です。市では自動通話録音装置の貸出も行っていきます。
 問合せ 自治振興課へ、自

●市役所日曜日臨時開庁

引っ越しシーズンに合わせ、臨時で市役所を開けて窓口業務を行います。取扱業務は次のとおりです。

開庁日 3/11(日)・25(日)、4/1(日)
 午前9時～12時

担当課	取扱業務	窓口
市民課	▽住民票(広域交付を除く)、印鑑証明書、戸籍謄抄本などの各種証明書の交付▽転入・転出などの住民異動届(戸籍届出と同時に)▽印鑑登録▽パスポートの交付(交付のみ)▽マイナンバーカードの申請・交付	新館1階 ②⑤⑥⑦番 窓口
国保年金課	▽資格の取得・喪失・変更などの届出▽給付などの申請▽限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・交付(後期高齢者医療を除く)▽老人医療費助成▽国民年金	新館1階 ①②③番 窓口
保健福祉課	▽母子手帳・妊婦健診受診券の交付▽出生連絡票の受付	本館1階 ⑩番 窓口
障害福祉課	▽身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の受付▽介護給付費・訓練等給付費・地域生活支援事業の受付▽各種給付などの申請▽各種手当などの申請	本館1階 ②番 窓口
高齢介護課	▽資格の取得・喪失・変更などの届出▽認定受給資格証明書の交付	本館1階 ⑦番 窓口
子育て支援課	▽児童手当・児童扶養手当の申請▽子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の申請▽小中学校の転校など手続き	新館1階 受付へ
こども教育課	▽保育所などの入所申込み▽市立幼稚園の入園受付	

問合せ 各担当課へ

●募集

動通話録音装置の貸出は産業振興課へ

市税土曜電話納付相談

3月24日(土)午前9時～12時、電話納付相談を受け付けます。専用電話は☎06(6383)6133。
 問合せ 納税課へ

農園の利用団体募集

次の農園の4月からの利用団体を募集します。種類Ⅱ対象団体 ①指導者付き福祉農園Ⅱ社会福祉法人など福祉目的で使用する1団体②市民農園Ⅱ自治会

男女共同参画をテーマに 市民グループの企画募集

男女共同参画社会の実現を目指して、市内で活動している市民グループの企画を募集します。採用された企画は、講師謝礼の助成などの支援が受けられます。

男女共同参画センター、利用料 年間3400円/月

や老人クラブなど4団体場所 ①昭和園福祉農園(昭和園3)・約50m②庄屋市民農園(庄屋2-15)・1区画約100m※いずれも水道あり
 申込み 3月16日(金)までに、団体代表者印を持参して、産業振興課へ(多数のとき抽選)

オーストラリア短期留学 ホームステイ参加者募集

7月24日(火)～8月4日(土)に、友好都市オーストラリア・バンドバーグで、学校での授業体験やホームステイを行うツアーの参加者10人を募集します。
 応募資格 中学生・高校生
 費用 約26万円
 応募方法 4月13日(金)までに、住所・氏名・生年月日・電話番号・応募動機(800字程度)を書いて、〒566-1855(住所不要)摂津市役所・国際交流協会へ郵送または持参(必着・多数のとき選考)
 問合せ 市役所内同協会 ☎06(6319)6251へ

阪急京都線の連続立体交差化に向けた都市計画事業認可説明会

大阪府・摂津市・茨木市・阪急電鉄(株)が取り組んでいる阪急京都線・摂津市駅付近の連続立体交差事業(鉄道の高架化)に関する説明会です。
 とき 3月20日(火)午後7時から▽21日(水)午前10時から▽26日(月)午後7時から※内容は同じ
 場所 コミュニティプラザ・コンベンションホール

問合せ 都市計画課へ



ボランティア募集

この指とまれ
 ◎使用済み切手整理 3月15日(木)午前10時～午後3時(参加時間自由)
 ◎ぞうきん縫って福祉施設へ 3月26日(月)午前10時～午後3時(参加時間自由)とろろ・問合せ ボランティアセンター(地域福祉活動支援センター内) ☎06(63110)1128へ

●寄附

◆寄附 市へ
 ◆佐竹食品株式会社(梅原

一嘉代表取締役社長)が12月19日、クリスマスケーキ40箱、炭酸飲料40本、みかん39箱を。
 ◎社会福祉協議会へ
 ◆(一社)摂津青年会議所が1月26日、現金2万910円を。

1月の火災・救急件数

★火災 2件 (年間累計 2件)
 ★救急 503件 (年間累計 503件)

救急車を呼ぶか迷ったら、
 「救急安心センターおおさか」
 #7119または06(6582)7119
 (24時間・365日対応)

ガンバ大阪 摂津市民応援デー 小中学生以下は無料に

4月8日(日)午後3時に吹田サッカースタジアムでキックオフするガンバ大阪 VS ヴィッセル神戸で、市内在住・在勤・在学の人を対象に、入場料の割引を行います。
 席種 カテゴリー4・5・6
 費用 各席種 40%割引(小中学生以下は無料)
 申込み 3月13日(火)までに、ガンバ大阪ホームページまたはQRコードから
 問合せ (株)ガンバ大阪 ☎06(6875)6880へ



今月の各種相談

※いずれも無料

相談名	相談内容	日時	場所・問合せ
市民法律	土地、建物、金銭貸借、相続、交通事故などの法律問題	毎週月・㊟午後1時15分～4時15分(各日先着7人)	自治振興課(市役所2階) ☎ 06 (6383) 1357 ※受付は実施日当日の午前9時から相談終了時間の30分前(市民法律相談は午後2時)まで。電話可。
行政	国、府、市などの業務に対する要望など	7日㊟午後1時～3時	※外国人市民相談は窓口受付のみ。
登記	登記・測量の問題など	2日㊟午後3時～5時(先着4人)	※各相談1回30分まで。
外国人市民相談	外国人が抱えている生活上の諸問題	▷ポルトガル語=予約制▷中国語=13日㊟午前10時～12時	※要望・苦情などの市民相談窓口は自治振興課です。
CONSULTA PARA ESTRANGEIROS ATENDIMENTO EM QUALQUER DIA C/ HORA MARCADA POR TELEFONE 06 (6383) 1357 外国人在日本指導諮詢 第2周星期二 10時～12時			
税務	税理士による所得税や相続税、贈与税などの税務相談	20日㊟(先着6人)午後1時半～4時半	自治振興課(市役所2階) ※申込みは前日までに、近畿税理士会吹田支部 ☎ 06 (6319) 0450へ 問合せは市民税課へ
就労・労働	就労全般=㊟、労働全般=㊟の相談	毎週㊟㊟午後1時～4時(13日㊟はコミュニティプラザに出張)	産業振興課(市役所5階) ☎ 06 (6383) 1362
消費生活	消費者の利益・安全に関する苦情・要望など	毎週月～㊟午前9時～午後5時	産業振興課、消費生活相談ルーム(市役所5階)
多重債務法律	司法書士=㊟、弁護士=㊟による債務(借金)の問題解決	▶1日㊟午後2時～5時 ▶16日㊟午後1時～4時(要事前予約)	☎ 06 (6383) 2666
心配ごと	家族関係、生計、病気などの悩みごと	6日㊟・13日㊟・20日㊟・27日㊟午後1時～3時	社会福祉協議会(地域福祉活動支援センター内) ☎ 06 (4860) 6460
人権擁護	人権擁護委員による相談	9日㊟午後2時～3時半	自治振興課(市役所2階) 問合せは人権女性政策課へ
人権なんでも	暮らしの中で起こる人権問題	毎週月～㊟午前10時～午後4時	市人権協会(人権女性政策課・市役所4階) ☎ 06 (6383) 1011
男性電話	生き方・働き方、人間関係の悩み	28日㊟午後1時～4時	人権女性政策課 ☎ 06 (6155) 9167
女性総合(DV含む)	家庭や職場、パートナーからの暴力などの悩み相談	▶毎週月㊟㊟㊟午前10時～午後5時 ▶第3・4㊟午後1時～8時 ※3日㊟は休み	男女共同参画センターウィズせつつ・相談室 女性総合
女性法律(要予約)	女性弁護士による離婚、相続などの法律相談	▶13日㊟午後2時～4時40分 ▶27日㊟午後5時～7時40分	☎ 06 (4860) 7116 法律・面接予約
女性面接(要予約)	女性カウンセラーによる心の悩みのカウンセリング	▶6日㊟午後1時～4時50分 ▶8日㊟・22日㊟午前10時～12時50分 ▶20日㊟午後3時～7時50分	☎ 06 (4860) 7114 ※女性法律・面接相談は、一時保育あり(乳幼児・5日前までに要予約)

市役所 臨時職員・非常勤職員募集

※郵送での申込みは ☎ 566-8555(住所不要)担当課まで。

職種	①職務内容②任用期間③勤務時間④賃金⑤資格(必要な場合)⑥申込み⑦一次試験日
保育士(15人程度:臨時職員)	①市立各保育所で保育業務②4月1日から最長1年間③午前9時～午後5時半(平日)、土曜日(月1回程度)午前9時～12時15分④日額9,500円⑤保育士資格を持つ人(3月末までに取得見込みの人も可)⑥写真付き履歴書、資格証の写しを市役所6階・こども教育課へ持参または郵送
幼稚園教諭(3人:臨時職員)	①市立各幼稚園で業務②4月1日から最長1年間③午前8時半～午後4時半(平日)④日額8,500円⑤幼稚園教諭免許を持つ人(3月末までに取得見込みの人も可)⑥写真付き履歴書、免許状の写しを市役所6階・こども教育課へ持参または郵送
証明書交付取次業務嘱託員(2人程度:非常勤職員)	①コミュニティプラザ・新鳥飼公民館での住民票、印鑑証明書などの受付・引渡し業務②4月1日～平成31年3月31日③午前9時～12時(平日週2～3日勤務)④時給1,020円⑤3月8日(木)までに、市役所1階・市民課8番窓口で配布(市ホームページからも取得可)の申込書を書いて、同窓口へ持参または郵送(必着)
生涯学習事務嘱託員(1人:非常勤職員)	①市役所で社会教育や生涯学習に関する事務および図書館蔵書の管理運営事務②4月1日から1年間(勤務成績により更新可)③午前9時～午後5時(おおむね週4日勤務)④月額181,900円⑤エクセル、ワードの簡単な操作ができる人で、司書の資格を持ち、公立図書館業務の経験が1年以上ある人⑥3月14日(水)までに、市役所6階・生涯学習課、図書館、公民館で配布(市ホームページからも取得可)の申込書を書いて同課へ持参または郵送(必着)⑦試験日(面接)=3月19日(月)
保育所給食調理補助嘱託員(1人:非常勤職員)	①別府保育所で給食調理業務②4月1日から1年間(勤務成績により更新可)③月～土曜日午前8時半～午後5時(原則週3日※土曜日は午前9時～12時15分で交代制)④時給910円(調理師免許ありの場合時給1,000円)⑤3月16日(金)までに、写真付き履歴書、調理師免許保持者は免許証または免許取得見込証明書の写しを市役所6階・こども教育課へ持参または郵送(必着)⑦3月下旬

●4月1日から福祉医療費助成制度が変わります

助成を必要とする人々が安心して医療を受けられるよう補助基準や対象者、対象医療、一部自己負担額を変更します。

区分	①障害者医療	②老人医療	③ひとり親家庭医療	④子ども医療
対象者	▽精神障害者保健福祉手帳1級所持者(新規) ▽特定医療費(指定難病)、特定疾患受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者(新規) ▽身体障害者手帳1・2級所持者 ▽重度の知的障害者 ▽中度の知的障害者で身体障害者手帳所持者	障害者医療、ひとり親家庭医療と整理・統合され廃止となります。※2	▽ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子※3 ▽上記の子を監護する父または母 ▽上記の子を養育する養育者 ※ひとり親家庭には裁判所から配偶者暴力など(DV)に関する保護命令が出されたDV被害者を含む	0歳から15歳に到達した年度末日までの子。 平成30年4月から、18歳に到達した年度末日の子まで拡充します。
一部自己負担額	1日当たりの負担額	一つの医療機関、訪問看護ステーションにつき入院・入院外1日500円以内		
	上限負担日数	なし		
	院外調剤への自己負担	一つの調剤薬局当たり1日500円以内		
	月額上限※1	3,000円		
対象医療	補装具代の負担額	医師の意見書などの枚数あたり500円以内		
	対象医療	医療保険が適用される医療 ▽訪問看護ステーションが行う訪問看護(医療保険分)への対象拡充▽精神病床への入院は助成対象外※2 ▽障害者医療の入院時の食事代の助成廃止※4		

- ※1 一部自己負担額が月額上限を超えた場合、各福祉医療の窓口に申請すれば返金されます。
 - ※2 平成30年3月31日時点での助成対象者は、平成33年3月31日まで経過措置があります。
 - ※3 平成30年4月から大学などの教育機関に在学する22歳までの学生とその保護者も対象となります。
 - ※4 平成30年3月31日時点の障害者医療費の助成対象者は、平成30年10月31日まで引き続き助成対象です。ただし、65歳到達の前月末まで。
- 問合せ ①障害福祉課へ ②国保年金課へ ③④子育て支援課へ